

# 要 望 書

令和7年7月30日



認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会

## 要望書

2050年のカーボンニュートラルに向け、様々な分野で新たな取り組みが進んでいる。木材リサイクルの分野も、いかに脱炭素に取り組むかは大きな命題であり、事業活動におけるCO<sub>2</sub>排出量の可視化や削減を進めていく必要があり、この取り組みはユーザーからも強く求められている。また、再資源化事業等高度化法においても廃棄物の処理から良質な資源をいかに生み出すかが問われている。当連合会は木材リサイクルを通して、マテリアル原料とサーマル燃料の供給に取り組んでいる。しかし、これらの用途に加え、昨今、ケミカルという新たな分野への活用も課題となりつつある。木材資源の効果的な活用は、地球温暖化対策と循環型社会の構築という二つの課題の解決に深く関連する取り組みであり、国連の定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」への貢献に通じる取り組みである。木質チップの関係団体で構成している当連合会として、木材リサイクル分野の脱炭素化と効果的な資源循環を着実に進めていかななくてはならない。

また、近年の大規模災害における木くずの処理については当連合会の会員がノウハウを生かして出来得る限りの資源化に努めてきたところであり、こうした災害対策の分野においても、持てる力を結集し、速やかな復旧復興に取り組んでいく所存である。令和6年の能登半島地震の支援については、実際に木材リサイクルを通して復興支援の取組を進めているところでもある。

近年ますます多様化する社会的要請にこたえていくには、木材リサイクルの関係法令や諸制度の的確な見直しが必要不可欠となるであろう。特に、来年は廃掃法の見直しの年にあたる。

そこで、当連合会会員が社会的要請にこたえていくために必要な事項について、ここに要望いたします。早期に実現できますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

令和7年7月30日

環境大臣 浅尾慶一郎 様  
農林水産大臣 小泉進次郎 様  
経済産業大臣 武藤 容治 様  
国土交通大臣 中野 洋昌 様

認定特定非営利活動法人  
全国木材資源リサイクル協会連合会  
理事長 藤枝 慎治

## 環境省

### 1. 廃棄物処理業における適正処理と脱炭素経営の推進

2050年のカーボンニュートラルに向けて、改正地球温暖化対策推進法が施行され、特定排出者である企業は温室効果ガス排出量の可視化が求められた。また、すべての企業において脱炭素化経営は必至であり、廃棄物処理業においても、持続可能な資源循環はもとより、適正処理とともに温室効果ガス排出量の削減が求められる。そのため、脱炭素化経営に取り組んでいる廃棄物処理業者へのすみ分けや委託が進むよう、次の基本的事柄について取り組みを願いたい。

#### (1) 排出事業者責任の徹底について

委託契約やマニフェスト発行の当事者である産業廃棄物排出事業者が基本的な処理基準、委託基準を理解していないことが多い。例えば、マニフェストを持参しない、記載事項漏れ、設計数量と実績量の乖離、委託契約なしの持ち込みなどの事例が後を絶たず、徹底が必要である。そのため、排出事業者が廃棄物処理法の知識や理解を深めて、的確に処理業務、委託業務を執行する担保として、法的資格を持つ者（例：産業廃棄物管理責任者）の配置の推奨と講習会受講制度を整備されたい。

#### (2) 小規模処理施設による不適正処理の排除について

処理量が一日5t未満の場合、廃棄物処理法による設置許可が不要であり、そうした小規模施設による廃棄物の不適正処理が見受けられ、適正なリサイクルを阻害する要因になっている。また、山間地域において、リース機械の移動式破砕機により許可なく現場破砕している例が見受けられる。環境負荷低減の観点からも、実態を把握するとともに監視を強化する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

### 2. 災害時の復旧・復興の取組について

地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時には被災木の大量発生が想定される。復旧・復興を図るうえで、この災害被災木を迅速に処理する一方、資源としての有効活用が求められる。そのため、次のことを検討願いたい。

#### (1) 広域対応と関係業界が連携できる仕組みづくりを

被災地域においては、地域ごとに特有の課題があり、想定通りに復旧・復興が進まない現実がある。そうした課題を少しでも克服するため、地域ブロックを超えた広域対応と関係業界が連携できる柔軟な仕組みづくりを検討願いたい。

#### (2) 労働時間の上限規制に柔軟な対応を

災害時においては被災地の速やかな復旧・復興を目指し、あらゆる分野で昼夜を分かたず取り組んでいく必要がある。廃棄物の処理においても同様であり、一定期間に

おける労働時間の上限を超えての取組が必要な場合がある。その場合、労働者の健康に留意することは当然だが、労働時間の上限規制に柔軟な対応を願いたい。

### **(3) 災害被災木受入による一時的な売り上げ増に、税制面での対応を**

廃棄物処理業界は、早期の復旧・復興のため、通常の入受を制限しても処理能力の限界まで災害廃棄物の受入を優先する。このことは、一時期に搬入量が大幅に増えることにより売上げも大きく増加するが、これまでの取引企業との関係など中期的な経営計画に影響を及ぼすこととなる。その影響を少しでも緩和できるよう、災害時の一時的な売り上げ増による利益について、法人税の取扱いに関して一定期間の繰越を可能とするなど、税制面での柔軟な対応を検討願いたい。

### **(4) 災害廃棄物処理を進めるための資金繰りの支援**

災害廃棄物の処理経費は概ね国庫からの資金で賄われるが、実際に収入時期は年度末になり、その間の資金繰りの問題が生じる場合がある。つなぎ資金として民間金融機関からの借入れなどの必要が生じ、そのための保証や利息などの課題もある。こうした資金面の課題に対して負担が生じないように、検討願いたい。

### **(5) 災害廃棄物処理計画の策定と保管場所の確保**

災害被災木の円滑な処理のためには、自治体における災害廃棄物処理計画の策定が求められている。令和5年3月時点の市町村の策定率は80%と増加しており、取り組みの成果が表れている。その中で、災害廃棄物保管場所の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ保管場所の候補地をリストアップするなど、最大限の運用を図られたい。

### **(6) 柱、はりの保管場所の長期間使用**

災害被災木のうち、柱、はりについては、材の性質上、マテリアル、サーマルなど様々な有効活用が可能である。そのためには、利用先の確保などの調整上、長期間使用できる保管場所の確保が求められる。そこで、飛散等の恐れが無い柱、はりを有効に活用するため、災害復興予算の柔軟な運用などにより長期間使用できる保管場所の確保を図られたい。

## **3. 業種の認定と外国人研修生の受け入れ**

### **(1) 廃棄物処理業の職業分類の確立**

外国人実習制度が育成就労制度に変わり、制度の目的が人材確保に変わった。但し、これは特定技能制度に連動する制度であり、この活用には業種の指定が不可欠で

ある。現状、産業廃棄物処理業は人手不足が課題となっているが、その他サービス業としての位置づけである。育成就労制度を活用するためには、新たに独立した業種として位置づけられることが不可欠である。現在、資源循環廃棄物処理業が職業分類の追加検討分野に入っており、その実現のために尽力願いたい。

## **(2) 労働安全衛生のノウハウ取得に支援を**

全ての業界において安全性の向上は最重要事項である。外国人研修生を受け入れる場合、産業廃棄物処理業界は他に比べて労働災害が多く、安全な処理知識と技術の向上は喫緊の課題である。特定技能制度の対象分野になるためには、そうした取り組みが不可欠である。そのため、労働安全衛生のノウハウの取得に努める業界の取り組みを支援願いたい。

## **4. 脱炭素化経営とコストアップへの対策**

カーボンニュートラルに向けて、プライム市場の上場企業はスコープ 3 までの CO<sub>2</sub> 排出量の把握が求められている。サプライチェーンに連なる資源循環業においても CO<sub>2</sub> 排出量の可視化は重要な課題となる。そこで、DX を活用した排出量の計算と削減計画、そして促進のために工場の電力を RE100 等に変えるなどの取り組みが求められる。これらはコストアップにつながるものであり、中小企業にとって大きな負担となる。脱炭素化を促進するための補助メニューや税制優遇制度などについて検討願いたい。

## **5. リチウムイオン電池の混入問題について**

リチウムイオン電池の混入による火災や発火事故が相次ぐ事態を受けて、環境省は市町村に対して適正処理の方針と対策について通知を出したところである。このことは、木くずを扱う当会の業務と直接の関連は少ないが、同じ廃棄物処理を業とする当会としても深い関心を持っている。こうした事故を未然に防ぐためにも、排出者への規制強化を図るなど、一層の対策強化を願いたい。

## **経済産業省**

### **1. 脱炭素化経営とコストアップへの対策**

カーボンニュートラルに向けて、プライム市場の上場企業はスコープ 3 までの CO<sub>2</sub> 排出量の把握が求められている。サプライチェーンに連なる資源循環業においても CO<sub>2</sub> 排出量の可視化は重要な課題となる。そこで、DX を活用した排出量の計算と削減計画、そして促進のために工場の電力を RE100 等に変えるなどの取り組みが求められる。こ

れらはコストアップにつながるものであり、中小企業にとって大きな負担となる。脱炭素化を促進するための補助メニューや税制優遇制度などについて検討願いたい。

## 農林水産省

### 1. 合板型枠の由来証明の確認について

合板型枠がグリーン購入法に位置づけられたことにより、版面表示により、一般木質バイオマスとして取り扱うことが明示されたところである。しかし、版面表示は一部分であり、また、廃棄間際の材であれば、老朽化による表示の消失等によりその他の合板型枠材との区別が困難で、さらにチップになれば合法木材か否か判別することは不可能である。また、栈木等の取扱いについても厳格な対応が求められる。そこで対象木材かどうか、また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の趣旨に合致しているかどうか監視方法を確立するとともに、適正な取り扱いがされているのか評価方を確立願いたい。

### 2. 木質資源の地産地消の促進

2015年に国連が採択したSDGsの取組みが求められており、そのためエネルギー分野において大規模から分散化へと向かっていくことが考えられる。その際、要となるのが再生可能エネルギーであり、第5次エネルギー基本計画においてもベース電源として位置付けられた。中でも、木質バイオマスは太陽光や風力と比べて安定的なエネルギー供給を可能とする。

また、森林資源を対象として地域内エコシステムの構築に向けた報告書が公表されたが、未利用木材だけでなく廃木材の活用において適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。そこで、不法投棄の防止、遠距離運送によるCO<sub>2</sub>増加などを考慮し、木質資源の地産地消が実現できるような環境負荷の少ない活用システムの確立を図られたい。

## 国土交通省

### 1. 建設廃材の利用調整について

FIT・FIP制度を進めるにあたり、建設廃材系チップの既存利用者への流通が阻害されることのないよう、十分な配慮をするよう求められている。これまでの関係部局のご努力があり、建設廃材系チップを利用するにあたり、ガイドライン等により関係機関への調整の必要性が明記されるなど、既存事業者への影響はそれほど見られなくなった。しかし、建設廃材の新たな活用分野としてSAFなどのケミカル用途が検討され

ている。これらの動きが既存の利用に影響を及ぼさないよう、留意願いたい。

## **2. 分別可能な建設資材の開発等**

再資源化事業等高度化法において事業者は製品が廃棄物になった場合の分離を容易にする取り組みが求められている。しかし、新工法による木造住宅解体の場合、在来工法に比べて複合材の使用が多く、その分別が難しい。そのため、結果として廃棄物になる事例が多く発生している。そこで、循環型社会構築のため、今後建設工法や建設資材の開発・製造にあたり、分別リサイクルを前提とした工法や製品を開発するよう指導願いたい。

## **3. 災害廃棄物を船輸送するための岸壁の確保**

大規模災害時には一度に大量のチップが発生するためチップ受け入れ先の確保が広域になる場合がある。遠方への大量のチップ輸送は船での輸送になる。その場合、積み込み及び積み下ろしの岸壁の確保が必要となる。そこで、モーダルシフトの観点からも、あらかじめ関係する国や自治体が連携して、災害時に行政が所有している岸壁を速やかに使用できるような体制の構築を願いたい。